

厚生労働省発医政0112第2号
令和3年1月12日

各都道府県知事 殿

厚生労働事務次官
(公 印 省 略)

令和2年度新型コロナウイルス感染症対応医療機関労災給付上乗せ
補償保険加入支援事業補助金の交付について

標記の補助金の交付については、令和2年9月15日厚生労働省発医政第0915第1号本職通知の別添「令和2年度新型コロナウイルス感染症対応医療機関労災給付上乗せ補償保険加入支援事業補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行われているところであるが、今般、交付要綱の一部が別添新旧対照表のとおり改正され、令和2年4月1日から適用することとされたので通知する。

なお、貴職から貴管内の市区町村に対して通知するとともに、関係機関等に周知するようお願いする。

(別添)

○令和2年度新型コロナウイルス感染症対応医療機関労災給付上乗せ補償保険加入支援事業補助金の交付について
(令和2年9月15日厚生労働省医政0915第1号)の一部改正について 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>別 添</p> <p>令和2年度新型コロナウイルス感染症対応医療機関労災給付上乗せ補償保険加入支援事業補助金交付要綱</p> <p>1～3 (略)</p> <p>(交付額の算定方法)</p> <p>4 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。 ただし、算出された額に<u>100円</u>未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。 (1)～(2) (略)</p> <p>5～12 (略)</p>	<p>別 添</p> <p>令和2年度新型コロナウイルス感染症対応医療機関給付上乗せ補償保険加入支援事業補助金交付要綱</p> <p>1～3 (略)</p> <p>(交付額の算定方法)</p> <p>4 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。 ただし、算出された額に<u>1,000円</u>未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。 (1)～(2) (略)</p> <p>5～12 (略)</p>